

宮崎市病児保育事業
業務委託仕様書

令和5年12月

宮 崎 市

宮崎市病児保育事業業務委託仕様書

1 実施類型

受注者は、次に掲げる類型のいずれかを実施するものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の病状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育するもの

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育するもの

2 対象児童

本事業の対象児童は、本事業の利用日において宮崎市内に住所を有し、次の各号に掲げる類型のいずれかに該当する者とする。

(1) 病児対応型

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学6年生までの児童（以下「病児」という。）。

(2) 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学6年生までの児童（以下「病後児」という。）。

3 実施場所

本事業の実施場所は、病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(1)～(4)の基準を満たす場所とする。

(1) 保育室を有すること。また、当該保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。

(2) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。また、当該観察室又は安静室は、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

(3) 調理設備を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

(4) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

4 職員の配置

受注者は、本事業を実施するにあたり、病児・病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置する

とともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置しなければならない。

当該保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

なお、本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(1) 利用児童がいる時間帯の場合

①～④の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

①病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

②病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

③看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

④看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

5 事業実施方法

(1) 事前登録

受注者は、「宮崎市病児保育事業利用登録申請書」により、利用者から年度ごとに登録を受けるものとする。

(2) 利用申込

受注者は、利用児童の保護者から、原則として利用前までに「宮崎市病児保育事業利用申込書」及び医師からの「現症連絡票」を提出させるものとする。

(3) 利用児童の状態把握

受注者は、利用期間中の利用児童の生活状況等の記録を整備するなど、利用児童の状況を十分に把握のうえ、安全かつ適切な処遇に努めるものとする。

(4) 受入可能期間

受注者は、利用児童を原則として1回につき7日間まで受入れることができるものとする。ただし、利用児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、当該期間を延長することができる。

(5) 利用を認めない場合

利用児童が次の①～③に掲げる場合は、利用を認めないものとする。また、利用期間中であっても利用を解除することができる。

- ①病気の状態が急性期であるとき。
- ②病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。
- ③その他市長が不相当と認めるとき。

6 利用者負担

受注者は、1回の利用に対し2,000円を利用者負担金として利用者から徴収するものとする。ただし、「宮崎市病児保育利用サポート事業」により利用料の助成を受ける場合には、この限りではない。また、利用者負担金とは別に、昼食代、おやつ代その他のサービス利用料に含まれない費用は、利用者から実費負担として徴収することができる。

7 実績報告書の提出

受注者は、市長に対し、四半期毎に「宮崎市病児保育事業実績報告書」を提出するものとする。ただし、報告の対象は宮崎市在住の利用者とする。

8 経理処理

受注者は、本事業の経費にかかる経理を他の会計と区分し、明確にしておくものとする。

9 医療機関との連携等

- (1) 受注者は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築しなければならない。
- (2) 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行わなければならない。
- (3) 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得なければならない。

10 書類の整備

受注者は、本事業の実施要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておかなければならない。

11 事故の報告

受注者は、保育中に事故が生じた場合には、速やかに市へ報告しなければならない。

12 安全計画の策定

受注者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めなけ

ればならない。

1 3 事業継続計画の策定

受注者は、設備運営基準第9条の3に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めなければならない。

1 4 感染防止対策

受注者は、常時より次の感染防止のための対策を行わなければならない。

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- (2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- (3) 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- (4) 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

1 5 研修

本事業に従事する職員については、適宜研修を受講し、資質の向上に努めなければならない。